

やまと

民商しんぶん

発行者 **大和民主商工会**
 〒 242-0006 神奈川県大和市南林間1-7-7
 TEL 046-274-3361 FAX 046-274-7129
 E-Mail info@yamatominsho.jp
 HP http://www.yamatominsho.jp

会費の15日納入にご協力下さい

中小業者が希望の持てる 新時代を切り開こう

その後、4月27日付けで 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書「なるものが届き、なんの事だか分からず、民商事務所に電話をして聞いたところ、それは調査をした結果が文書で届くようになったもので、これも国税通則法の改正でそうなったこの事。修正に應じた1年分以外、あとの2年分は何も問題はありませぬ。」という意味だと教えられホッとしました。

税務調査は、2回の 1日半で終わりました。民商の立ち合いはできないと言われた事もあり、主人と私の二人で調査に應じました。最初は不安と緊張の中で迎えました。日常的に記帳は自分なりにですが、きちんとしていたつもりでしたので、質問等を受けても落ち着いて対応でき、分からない事は分からないと話すの言い方もできました。

事前通知は、税務署員からの説明は「応受けました。きちんとされた」という点では不十分なものでした。税務調査の事前通知」については学習するまで知りませんでした。(11項目に亘る税務調査に関する事柄を納税者に伝えなければ税務調査に入れないというもので、新たに改正国税通則法に明記されました。)

日常的な記帳で自信をもつて税務調査に対応

税務調査を終えて (奥様の手記)

中央草柳支部 Tさん 建設業

通知書の表題から、何か認められない事があったのかと最初はどきりと思いました。開業以来30年以上、民商で記帳を教わり、最初は手書きの帳簿や試算表をつけていたが、今ではパソコンで経理処理をしています。パソコンも民商で教わりながらできるようになりました。

過去の税務調査でも大きな問題になった事はなく、これも普段から自主記帳の大切さを民商で学び、実践してきたことが大きいと思います。

税務調査未経験の方のために、何かアドバイスとの事ですが、やはり、普段から記帳をしておく事で、商売の内容はもちろん、経営の内容も自分自身できちんとして主張できますし、納得できない事も、きちんとして根拠を示して説明すれば、理解も得られます。そのことが一番ではないでしょうか。

税目	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書	(参考) 調査対象期間
法人税	自平成25年8月1日～平成26年7月31日事業年度 自平成26年8月1日～平成27年7月31日事業年度	自平成25年8月1日～平成26年7月31日事業年度から 自平成27年8月1日～平成28年7月31日事業年度まで
地方法人税	自平成27年8月1日～平成28年7月31日課税事業年度	自平成25年8月1日～平成26年7月31日課税事業年度
復興特別法人税	自平成25年8月1日～平成26年7月31日課税事業年度	自平成25年8月1日～平成26年7月31日課税事業年度
消費税及び地方消費税	自平成25年8月1日～平成26年7月31日課税期間 自平成26年8月1日～平成27年7月31日課税期間 自平成27年8月1日～平成28年7月31日課税期間	自平成25年8月1日～平成26年7月31日課税期間から 自平成27年8月1日～平成28年7月31日課税期間まで

Tさんに届いた「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」

商売・人生を語る

(有)せんとうらるあーと

海老名支部 小林三郎さん

今回は海老名支部でせんとうらるあーと(看板業)を営んでいる小林三郎さんに商売・人生を語っていただきました。

皆さんこんにちは私は海老名で看板業を営んでいる小林三郎さんです。笑)私がこの世界に入ったときっかけは20代の頃たまたまアルバイトで入った会社でこの仕事と出会った事です。これはおもしろい自分に向いている」と思い10年ほどその会社で経験を積み33歳の時に独立しました。今年で独立29年、民商に入ってから25年程になります。

一般的に看板といっても手書きの小さな物からLEDを使った大きいものまで様々ありますが、私は主にラッピングの施工を主としています。皆さんが良く見かけるのはバスだとかトラックだと思えます。この仕事は毎日違う現場に行き、違うデザインの物を貼るといったのが楽しいですね(笑)

やりのがいは自分が施工したバスやトラックが実際に働いているところを街で見かけることができます。

現在は民商の役員もやっています。民商の良さは色々な業種の方と横の繋がりができたり、様々な悩みを打ち明けられるところです。

今後は後継者も育て、仕事に民商活動に増々頑張っていきたいと思えます(笑)

共済会って何だったけ ニュース No.5

民商共済会の給付というと、年配者が得なのですか？
と思われる方も多いと思いますが、若い業者に魅力なの、「結婚祝い金」・「出産祝い金」です。

結婚祝い金とは

加入者本人が加入期間中に結婚した場合、祝金として、2万円が支給されます。
再婚も事実婚も含みますが、加入後に結婚した場合が該当するので

加入時にすでに結婚している、加入後に結婚式を挙げた場合などは、該当しません。
共済会に加入されていれば、民商会員本人でなくても、家族、従業員でも支給され

ます。
加入者同士が結婚した場合、2人とも加入者なので、それぞれに支払われます。

結婚に伴い氏名が変わる場合、「変更・訂正届」も必要になりますので、必ず、お伝え下さい。
出産祝い金とは

加入者本人(女性のみ)が加入期間中に出産した場合、祝金として、2万円が支給されます。
双子を出産した場合も1人分しか出ません。

世帯が対象ではないので、男性には支払われませんが、これも、共済会に加入されていれば、民商会員本人でなくても、家族、従業員でも支給されます。

いずれも、特に証明書はいりません。

共済会役員が事務局員が、訪問するなどしますので、申請書に記入してください。

他の書類は不要です。班・支部の役員や共済役員が「責任者署名欄」に署名をし、請求書類を提出します。

もし、結婚や出産しても、共済会役員や民商事務局が知らないと思われる場合がありますので、周りの会員さんに該



当する方が居られたら、連絡下さい。
保険に入っているから」などの理由で、共済会へまだ入会されていない会員の方、民商の団結のかなめでもありますので、ぜひ、共済会へご入会ください。

掲示板、

大和民商 商売のひろば」はじめました。

商売を伸ばす会内の情報交換ツールとして、掲示板を開設しました。チラシの作り方から、経費削減のアイデア、同業者との交流、誰にも相談出来ないようなお悩みなど、匿名での投稿でもOKです。是非「一度」ご相談下さい！

「大和民商・商売のひろば」



6918.teacup.com/yatomkt/bbs

健康診断のお誘い

健康は自営業者の最大の宝です。今年最初の健康診断の受付が始まっています。今週の新聞に案内が入っています。

ぜひ、年に1度は、健康診断を受けましょう。受診を嫌がっておられた方が、しつこく言われるからと受けた所、病気の早期発見で助かったとの話も聞きます。40才〜74才の方で国保の方は自治体が発行する特定検診の受診券の活用も有益です。
大和民商が集団健診をお願いしている成和クリニックでは大和市、綾瀬市の受診券も使えます。
民商で特定健診を受ければ、特定健診から除外されてしまっている胸のレントゲンも入って、50円で受診出来ます。もちろん、共済会からの補助があるからです。
特定健診を利用される方は今回の機会に利用下さい。秋の健診では、大和市の特定健診の期間から外れてしまいますから。



無料法律相談

大和民商では毎月「回」、弁護士による無料の法律相談を行っています。ご希望の方は大和民商までお気軽にご連絡下さい。
6月14日(水) 19時から
大和民商 事務所)

記帳学集會のお知らせ

確定申告お疲れ様でした！今年も5カ月が過ぎ、あっという間に次期の申告はきてしまいます。

青年業者の皆様へ

自主計算推進委員会の記帳学習会に参加してみませんか？日常的な記帳は経営向上の力にもなります。

また、青年部としての活動も活発におこなってきたいので、いろいろ意見を聞かせてください。

〈時・場所〉

6月 9日 (金)

13時00分~15時00分

6月16日 (金)

19時00分~21時00分

(大和 勤労福祉会館)